

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 3 月 27 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
 同 伊 藤 秀 夫  
 同 細 野 弘 康  
 同 中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和 7 年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和 7 年 12 月 24 日 新監査公表第 10 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
5	公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  文化スポーツ部文化政策課	<p>(3)意見</p> <p>財団は、本市を中心とする海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、文化醸成に寄与するとともに、水族館の管理運営を行うため、公益財団法人新潟市開発公社の水族館部門が独立して設立された。財団の中長期計画に掲げる水族館ビジョン「新潟で一番愛される施設を目指す！」に積極的に取り組み、本市ならではの展示や調査研究等、水族館の魅力向上や様々な事業を展開することにより、新型ウイルス禍の期間を除いて年間 50 万人以上の入館者数を維持してきた。</p> <p>しかし、財団は、事業運営において、財源の多くを市からの指定管理料や補助金により賄っているため、財政基盤が非常に脆弱である。また、近年の物価高騰等の影響に加え、平成 25 年に一部のリニューアル工事が行われたものの、建物や設備の老朽化が顕著であり、修繕工事の費用が増加するなど、財団を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに、正職員の高齢化が進む中、財団の安定した事業継続のためには人材育成や技術継承が必要であるが、指定管理期間が 5 年間のため、長期的な見通しを持った職員採用・登用が困難であり、若手の人材確保が課題となっている。</p> <p>このような状況において、財団が継続的に事業を運営していくためには、現状にとどまらず、事業の充実や質の向上を図り、入館者数の増加に一層取り組むことで財団の価値を高め、指定管理者として引き続き選定されるよう努めていくことが不可欠である。加えて、収益事業であるレストラン等の増収につなげ、自ら財源を確保していくことが必要である。</p> <p>一方、所管課においては、水族館がいずれ</p>	<p>指定管理者として、公益財団法人新潟市海洋河川文化財団では、持続可能な財団運営を行うため、水族館の管理を継続的に指定されるよう、基本協定に定める業務の遂行、市の政策と合致する施設の管理運営に努め、市民からの信頼を高めて、入館者数を維持・増加させていけるよう取り組みます。</p> <p>また、事業収益の増減は水族館の入館者数に影響を受けるものであるため、自律的な財源を確保する観点からも、魅力ある企画や効果的な広報などにより集客を図り、新潟で一番愛される施設を目指して参ります。</p> <p>所管課では、現在抱えている課題に対し共通認識を持ちながら連携協力して取り組むことの重要性について、認識を深めたところで</p> <p>将来の水族館のあり方については、社会教育施設・研究施設であることに加え、本市の観光の拠点となっている現状を踏まえ、改築工事等の際には、将来の水族館のあり方や目指す方向性といった市のビジョンを検討していくとともに、圏域内におけるこれからの水族館の役割を財団とともに整理していく必要があると考えます。</p> <p>水族館が本市を代表する文化施設として、市と財団はそれぞれの役割を果たしながら、本市の文化醸成と地域社会の持続的発展を目指していきます。</p>

	<p>は改築等の時期を迎えることを踏まえ、人口減少や多様化する価値観など社会情勢の変化の中で、将来の水族館のあり方や目指す方向性といった市のビジョンを検討していく必要があると認識している。その際は、これまで培ってきた財団の知識や経験等を活用することはもとより、それらに基づく発想や提案を取り入れ、さらなる内容の充実を図ることが求められる。</p>	
--	---	--